

環境配慮に関する条件書

	住宅の場合	非住宅の場合
(1) カーボンマイナスの推進	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（以下「諸制度活用方針」という。）に定める誘導水準への到達に努めること。	
(2) 緑化の推進	諸制度活用方針に定める緑化基準値（X _G ）35%を達成し、緑空間の質等の向上を図るとともに、更に高いレベルの達成に努めること。 ※本事業では、区有地を除いた公有地の敷地面積（3,924.17㎡）をもとに諸制度活用方針に定める緑化基準（X _G ）で算出される面積について、美竹公園を除いた敷地全体で配置し、更に質の高い緑化に努めること。	
(3) 再生利用可能エネルギー等の利用	東京都総合設計許可要綱 実施細目（以下「実施細目」という。）「第7 環境性能等」に定める事項のうち、以下に示す条件の達成に努めること。	
	優れた取組	特に優れた取組
(4) エネルギー負荷を軽減する設計上の工夫	諸制度活用方針「第8章 5 環境都市づくりの推進を目的とした都市開発諸制度の運用の基本方針（2）-1④」に定める事項のうち、以下に示す条件の達成に努めること。	
	誘導水準	優れた取組
(5) 運用時のエネルギー低減に繋がる取組	/	

※ 上記のほか、東京都電力対策緊急プログラムを踏まえ、太陽光発電、高効率のコージェネレーションシステムの活用等により、エネルギー源の多様化、自立化及び分散化の推進に配慮した計画とする。